

## 中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

平成29年11月9日

株主各位

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8



取締役頭取 湯 本 昭 一

平成29年10月27日（金）開催の当行取締役会において、第135期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第44条の規定にもとづき、平成29年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |               |    |
|-------------------|---------------|----|
| 1. 中 間 配 当 金      | 1株につき         | 6円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成29年12月6日（水） |    |

以 上

~~~~~

- ・ お振込をご指定の株主様には、きたる29年12月6日付をもちましてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
- ・ お振込のご指定のない株主様には、29年12月5日に配当金領収証をお届出のご住所あて、郵送する予定でございます。